

令和7年度 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
第1回条例見直し検討部会 議事概要

- 1 開催日時 令和7年(2025年)8月5日(火曜日)
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5-F会議室およびオンライン
- 3 出席委員 全委員出席

尾上委員、川本委員、北野委員、桐高委員、崎山委員、竹下委員、
福山委員、美濃部委員、宮川委員(五十音順)

4 内容

(1) 開会

(2) 議題

議題1 部会長の選任について

議題2 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直し検討
について

- ①当事者団体等からの聞き取り結果について
- ②障害の範囲について
- ③地域アドボケートの実効性確保について
- ④紛争解決の仕組みについて

(3) 閉会

5 議事概要

(1) 開会

障害福祉課長から開会あいさつ

(2) 議題

議題1 部会長の選任について

- ・委員会の委員長である崎山委員が部会長に選任された。

議題2 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直し検討
について

(部会長)

事務局から本学会の趣旨を説明した上で当事者団体等からの聞き取り結果について説明願う。

(事務局)

資料1、2、3に基づき説明。

(部会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問あれば発言願う。

(委員)

条例における障害の範囲について。共生社会づくり委員会で出た「条例の範囲に生きづらさを含めることについて、社会モデルがぼやけてしまうため反対。条例の課題が山積みなのに生きづらさを入れると障害者差別解消が担保されない懸念がある。」という意見があるが、私の理解が少し違っていた。「生きづらさ」というものを障害の範囲に含めるという意味ではなく、認知症や一部のひきこもり、起立性調節障害などの身体疾患等がある場合も含め、そういった障害に近い、今は障害と認定されていないが、障害に近いような事情があり「生きづらさ」を感じていると思われる人を含めるか含めないかという認識でいた。

文字だけ読むと、「生きづらさ」そのものの全体を障害の範囲に含めるというような見方もできるので、それは違うという確認をしたい。

(事務局)

まさに委員にお話いただいたことが次のテーマのポイントになろうかと思う。ベースとして考えているのは心身の機能障害があつて、「生きづらさ」があるという方が共生社会づくり条例の対象であると我々も認識している。

ただし、条例制定時の議論を振り返ると、さらに広い範囲として、例えば人間関係からくる孤立であるとか、心身の疲弊や自己肯定感の低さ、幼少期の体験等をカバーするのかという議論があつた。

当時から情勢も変わり、市町でも重層的支援が充実しつつあり、生活困窮への支援、世帯丸ごと支援するような機運も高まっており、「生きづらさ」のある方々については、一定広い網がかかりつつあるのではないかと認識している。

当時はそういうところをどうするべきか、県から課題提議をしたが、今委員がおっしゃったようことを軸として考えていきたい。

(部会長)

次に②障害の範囲について、今事務局から説明いただいたが、補足はあるか。

(事務局)

資料4について。時間に限りもあることから、事前に委員の皆様のお考えを聞かせていただいた。

左から順番にあいうえお順に並べており、ポイントと思うところをあらかじめ事務局で下線を引かせていただいたものと認識いただきたい。

あらかじめ見ていただきながら議論するための良い材料になると思うので、資料をベースに議論をいただきたい。

(部会長)

各委員は資料を基に発言願いたい。

(委員)

この「生きづらさ」に関する意見について、まず障害者差別解消法や滋賀県条例では、障害者権利条約の社会モデルに基づいて、国の法律では「障害および社会的障壁により継続的に」、滋賀県条例では、「継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義されている。

その意味で例えば障害者手帳を持ってない人も何らかの障害がある場合は、社会の中、日常生活で困っている人は障害者として対象になる。

そのため、この規定で漏れる障害のある人はいないはずだが、あるとするとそれで国の法律に基づく制度を利用する場合、障害者手帳を持っていることが要件になる場合である。

この点に関連して、国連から勧告が出されている。2024年に国連から出された勧告で、日本の国全体の障害認定が医学モデルとなっており非常に狭いということが問題になっている。

今後、社会参加の大変さをしっかりと評価し、参加に必要となる支援を確保できるようにしなさいと国連に言われており、そうした点からすると、「生きづらさ」を抱える人を加えるというよりは、その「生きづらさ」を抱えている人の中に、国際的な障害の捉え方からすれば障害のある人になる人もいるはずなのに、日本の狭い障害の範囲で外されている人がいるということが問題であり、「生きづらさ」を抱える人をどうするかというよりは、障害者の概念が狭いということについての見直しはすべきではないかと思う。

ただ、この障害認定というのは滋賀県だけでできる問題ではないので、例えば県としてモデル事業的な取り組みをする等を考えたらいいのではないかと思う。

障害に加えて「生きづらさ」をそのまま加えるというのは違い、むしろその「生きづらさ」を抱えていると言われている人の中に、国際的な基準からすれば障害がある人であるが、日本の基準だと弾かれている人がいる。

このことが問題だと思う。

(部会長)

障害認定のことについては、国への要望が各団体から出されていると思うが、その元になる障害認定に問題があるのではないかというご意見で、その範囲として「生きづらさ」ということを言ってくださっていると思う。

(委員)

1つ目について、現行のままで特に問題はないと考えている。ただし、「その他の心身の機能の障害」という言葉自体はわかりにくいと思うので、私は思いつかないのだが、これよりも良い表現があれば、変更した方がわかりやすいのではないかと考えている。

問題ないと思う理由を2段落目に書いており、認知症や一部のひきこもり等については、実際に本条例の適用を受けるケースは稀であると思う。特に障害を理由にした差別や相談、あっせんを想定して書いている。

ケースが稀だと思うので、ことさらに強調する必要はないのではないかと考える。

その他の心身の機能の障害については、社会的な理解等も含め、あまりしっかりと線引きができない概念ではあると思うが、そこに含まれることを否定せずに、条例前文で共生社会についての説明があれば、しっかりそこも考えられており、理念的な条例として問題はないし、実効性としても問題はないだろうと考えている。

2つ目は、発達障害のネットワークから選出された委員の視点として、精神障害(発達障害を含む)という表現は変更して並列表記にするべきだと考える。

これまでも県には再三言ってきたが、今回特に言いたいところである。

精神障害と発達障害は障害者手帳の運用を除けば別の障害である。例えば厚生労働省のホームページにおける雇用政策の記載の中で、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座というしっかりとしたホームページがある。

その中で、精神障害のある方と発達障害のある方では、ホームページ一番上のメニューのところから並列に記載されている。

これは、社会的な共通理解としても全然違和感がなく、むしろごく自然なこと。そのような中で、精神障害(発達障害を含む)と表現をすることの意味を考えてみると、この表現は、福祉制度、手帳の区分に従って定義しているという理由しかないと思う。

このことから、今回、共生社会づくりの理念にのっとって条例を見直すということであれば、より一般的な表現である「精神障害、発達障害」と併記する形に修正すべきだと考えている。

これは強く考えており、これが変更されない理由が私は思いつかないので、変更されないのであれば理由を教えてくださいたいと思う。

(部会長)

委員から、精神障害(発達障害を含む)という表記について意見があったが、これは確かに5年6年前の状況と今の状況では違ってきたのかと私自身も思う。

(委員)

先ほどの尾上委員のご意見を聞かせていただいて、なるほどと思った。

やはり障害者の定義が日本は狭いなと感じた。共生社会づくりは、障害のある人もない人もというところが大前提でこれからの社会を作っていくといけないと思う。

そうするとやはり障害者の定義については広く捉える必要があると思っていて。ただ法律や条例ということになると、曖昧な表現がなかなか難しいだろうと思いつつも、障害の範囲を広く解釈するという意見とさせていただいたが、今日は他の委員のご意見も聞いて考えさせていただきたいと思う。

(委員)

私の意見は資料のとおりなので、読んでいただければよいと思う。

ここの議論について、整理する必要があると思う。この条例の障害者の概念は、継続的にだけでなく断続的にというところも入っているので、相当広い概念となっている。条例制定当時の議論の中で「生きづらさ」を入れるべきだとおっしゃっていた方々の想定していたイメージは、障害者概念にとらわれないかなり広いものであった。議論を聞きながら、この定義付けはどうなるのかわからなかった。

今回この意見を書かせていただくにあたって、インターネットで「生きづらさ」の定義を見てみると、とても多く幅広いものがあつた。

結局この条例の中で解消しようとしている差別というのは、社会モデルに立った上でどのように解決していくのかということになっている。

ここからかけ離れたものを対象にしてしまうとこの条例ではおそらく対応できない。

「生きづらさ」を抱える人たちのことを念頭に置くのはいいが、この条例の差別解消の仕組みの中にそれを入れ込むのは現実問題として不可能。

広義な形で「生きづらさ」を捉えるのであれば、この条例の中には含めるべきではなく別枠でやるというのがよい。他方で、例えばひきこもり状態にある方の中には障害のある方もいらっしゃるのではないかという意見もあるが、それであれば、ここの条例の障害者の定義に該当すると判断できる。実際のところ、条例で対応できる範囲は広いので、これをあえて広げる必要がない。

(委員)

障害者が法的に保障されるであるとか規定されるというのは、3障害の方や

難病の方といった、医学的・社会的な形で規定されたいと思う。

一方で「生きづらさ」というものを含めた広義の配慮といった運用に関しては、ひきこもりの方や LGBT の方への配慮、あるいは例えば思いやり区画という妊婦の方も使いやすい駐車場があるといった配慮もあり、法律で保障される、規定される障害者とは別に「生きづらさ」というように広く捉えて、「生きづらさ」のある方も配慮がされるようにすることで、そういう方に優しい社会ができれば、もちろん障害のある方にも優しい、全ての方に優しい社会ができるのではないかと考えている。

滋賀県はそういう意味で「生きづらさ」というのを広く捉えているということを知っているから、そこを大事にしていきたいと思う。

(委員)

いまだに「生きづらさ」を障害の範囲に加えるという声があるのだ、と感じているところ。条例制定当時、県議会の議員や県担当者に対して、「生きづらさ」を障害の範囲に加えると、この条例の意味がなくなると当事者団体として働きかけ、やっとの思いで、障害者の救済の網をかけられたと思った。しかも社会モデルという極めて広い網がかけられたと考えている。その上で、今でさえなかなか救済・解決の仕組みが不十分な中で「生きづらさ」まで広げるべきではない。「生きづらさ」を入れるということであれば、イギリスの平等法のようなもっと大きな理念法のような形の大きなネットを作ったうえで、引きこもりなど「生きづらさ」にまつわることに対応するなど、一つ一つを対象にした制度を作っていくほうがよい。ただ、この部会で話すには難しく時期尚早と考えている。

(委員)

就労の場面で言うと、当社には「生きづらさ」を抱えた方たちも障害のある方と同じぐらいいるが、どちらかというと「生きづらさ」を抱えた人の方が苦労している。

支援がないというところと、自己理解があまりないので、そういったところに対する支援は必要だというのは認識しているが、他の委員がおっしゃるとおり、ここ（障害の範囲）にそれ（生きづらさ）を入れてしまうと、おそらくどちらも進まないのではないかと考える。

したがって、「生きづらさ」を支援するのであれば、別の条例を作る方がよいのではないかと考えている。

(委員)

私も滋賀県の障害者施策に関係する様々な委員会で委員をしてきたので、滋賀県の歴史的な背景も踏まえ、幅広く「生きづらさ」を抱える方々に対する思いやりのある社会を作っていきたいというイメージはわかる一方、条例の対象をあまりに広げてしまうと、結局そのことによって本当に支援を必要とする方

に対する救済の仕組みがしっかりと機能しなくなるのではないかと心配である。両方の意見もよくわかる。

この2つをどのように整理すべきか考えていた。もちろん私達には、障害者手帳を持っているか持っていないかということは関係ないが、「障害者と同様に生きづらさを抱える人」という場合、当然障害者とは違うというとらえ方である。

障害者と同様に生きづらさを抱えているというイメージは、いわゆる社会的障壁との関係で苦しんでおられる様々な方ということだと思う。認知症の高齢者の場合は、何らかの心身の機能の障害を持っているという意味では、当然、障害者の概念に入る。

一方、例えば LGBT の方や妊婦の方をどう考えるかという難しい。妊婦の方が妊娠されていることによって、心身に何らかのハンディキャップを持っており、社会生活上の何らかの困難を持っているということを考えると、大きく考えると「障害者」である。

また、LGBT の方や妊婦の方が、この障害者差別解消の対象として、彼ら彼女らが受け入れるかどうかという問題もある。

つまり、妊婦の方が「私は障害者です」というふうに認識するのか。認知症の方が「障害者である」と認識するのか。あるいは、LGBT でなんらかの困難を持っている方が「私は障害者」と認識するのか。このようにいろいろな悩ましい問題を抱えているというのが一つ。

それから、社会的障壁について、私たちははっきりと4つのバリアを明確にした。つまり、物理的バリア、制度的バリア、文化情動的バリア、意識上のバリアという4つのバリアという概念である。「生きづらさ」を抱えておられる方々がこの4つのバリアにきっちり組み込まれ、将来的に障害という概念に組み込まれる可能性あるが、これを滋賀県だけが簡単に広げて、こういった方全てを条例の対象にして相談に乗ることを滋賀県だけで明確にできるのかどうかという問題がある。

また、日本はこの障害者問題以前に部落差別の解消を求める法律が求められたという歴史的背景がある。女性に対する差別の撤廃に関する法律は今のところまだ成立していない。

障害者差別解消に関する法律がアメリカで 1990 年に ADA（障害を持つアメリカ人法）ができた後、イギリスで女性に対する差別の問題や人種差別の問題、宗教上の差別等のすべての問題に対応する法律が 2010 年にできた。

このようにイギリスにはもっと大きな概念として差別の全体像を捉えていくという法律がある。日本の場合は、障害者差別解消法という法律だけをもって全ての差別的な問題に対応していく法や条例というように解釈して展開していくのかということを考えると、大変なことになる。条例の前文で大きな概念を謳うことはよいが、支援の制度の仕組みや救済の仕組みを考えると、もう少し限定的にとらえるべき。本人が主観的に困っている、「生きづらさ」を抱

えているという方のすべてがこの条例に入ってしまうと、それを支援する側、調整する側が非常に大変な状況になる。このことから、障害者の対象は限定的にとらえていくことも必要ではないかと考える。

(部会長)

この場では、条例の範囲を「生きづらさ」にまで拡大するということはせず、現状のベースを引き続きしっかりと取り組んでいこうというご意見の方が多かったように思う。

確かに時代の流れからすると、先ほど委員の意見にあった、精神障害（発達障害を含む）という、「かっこ」付けというのは、今回見直しをしないといけないことだと思う。

しっかり取り組んで整備をしていただきたいという委員の皆様のお考えだと思うので、そのように整理させていただく。

(部会長)

次に③の地域アドボケーターの実効性確保について事務局から説明願う。

(事務局)

資料5に基づき説明。

(部会長)

ただいまの説明をもとに皆様方のご意見をお伺いしたいと思うが今回地域アドボケーターとして活動していただいている福山委員と桐高委員の2人からまずお聞きしたい。

(委員)

相談があるタイミングは結構波があると感じており、周知をすると相談が来るので、継続的な周知はとても大事だと思う。

意見として出ていたが、相談を受けて県の方につないだが、その後どうなったか共有されなかった。

最近はあまり相談がない状況。

(委員)

周知が必要だと思う。私もできる限り支援センターにポスターを掲示するなどで周知をしたが、支援センターに通う方や顔見知りの方からの相談がほとんど。

その中で支援センターを利用している方から、作業所に通ったときに職員から暴言を吐かれ、介入してほしいという相談があった。県に情報共有しても構わないということで、県に相談をあげたが県が実際にその作業所にどういった

指導をしたのか、当該職員はどういう反応だったのかということ等が秘密保持を理由に一切知らされなかった。情報共有は一体何だったのか。指導してほしい、どういうふうに変わったかということを知りたいのに、それがわからず、全く実効性がないと感じた。

(部会長)

草津市で知的障害者の相談員をしているが、アドボケートからの相談を年に2つ3つは繋げていただいている。

アドボケートという存在が必要だと感じており、周知が一番の課題だと思う。またアドボケートからすると、県に投げた相談は返しほしいというご意見もあった。私自身は、アドボケートとの連絡を密にして、あの方はこうなったということを直接アドボケートに伝えるようにしている。

他の委員のご意見をお聞きしたい。

(委員)

アドボケートの実効性確保のため、アドボケートに対する研修の最低回数を内規等で規定することや、アドボケートが活躍できる場として、事業所での研修の講師を担っていただきモチベーションを上げることが必要と考える。

それに加え、県に配置されている障害者差別解消相談員の資質向上を図っていただきたい。アドボケートとの情報共有や差別事例に該当しないその他の分野の相談があった時に計画相談員等との連携等、様々なコミュニケーションが必要となる。また、障害の社会モデルを改めて理解をする必要がある。

アドボケート以上に障害者差別解消相談員の資質向上が必要。

(部会長)

アドボケートというのは名誉職ではないと思う。相談に来られた方をどこに繋ぐかということが一番大事だと思う。コミュニケーションが大事であり、またこの方の相談をどこに繋ぐかということは、勉強しないとわからない。

常にネットワークをはり、自分での活動というのは必要ではないかと思っている。

(委員)

この項目については、あまり中に入って意見を言いづらいというか、発達障害がある方で特に知的障害がない方たちは、それほど明確な差別に苦しんでいるというよりも、むしろ社会全体や自分に余裕がなく、合理的配慮で対応できない範囲で自分の居場所がないことやつらい思いをしているということの方がケースとしては多いと思っているので、少し引いた目線での意見になるかと思うがお許しいただきたい。

何年かやって相談がないというのは、もうそういうものなのかなというふうに私は理解している。

日本人が簡単に訴訟を起こさないのと同じように、明確に異議を申し立てたりこれは差別だと言ったりする人がそれほど多くないという表れではないかと思う。ポジティブなことではないがそこまでネガティブに思うことでもないのかと思う。

したがって、アドボケーターの制度の抜本的な見直しも含めて検討してもよいと思う。

もう一点。発達障害の分野で最近よく問題になるのだが、よくも悪くも、放課後等デイサービス等、その他さまざまな福祉サービスが充実してきており、当事者団体への加入者が少ないとか、その意識を持った保護者や家族が減ってきているということがあり、おそらくその他の障害についても、長めのスパンで見ると同様のことが言えるのではないかと考えている。

そこで、アドボケーターとは、代弁者であるとか意見を言う人をサポートするという役割だと思うが、そもそも意識したり声を上げたりする人が減ってきている中で、当該障害者やその周辺から声を上げていくべきことをモデルケース的に示す役割は大きいのではないかと考える。

今後アドボケーターの制度の抜本的な見直しをしてもいいし、今の形態で続けるのであれば、相談件数をどのように増やしていくというよりは、研修や事例共有、モデルケース等も含めて、その障害、その地域における障害者の主張として、こういったことがいえるという共通認識を異なる障害者関係者間で作っていくという役割を担うこともできるのではないかと考える。

(事務局)

この議題でいただいたご意見について、この場ですぐに答えることは難しいが、今後しっかり取り組んでいきたい。また、アドボケーターの方には守秘義務があるにもかかわらず、しっかりフィードバックできていなかったことについて反省しており、今後にしっかりつなげて引き続き取り組んでまいりたい。

(部会長)

限られた時間なので、この議題の方はこれで終了する。

最後に、④の紛争解決の仕組みについて事務局の方から説明願う。

(事務局)

資料6（非公表）、7（非公表）に基づき説明。

資料6はある都道府県において、全国照会をされた結果であり、全国でどれくらいの相談があり、そのうちのあっせんや公表の件数についての資料である。この資料によると、これまで6自治体であっせん事例があり、公表にまで

至った自治体はなかった。

この資料6をもとに、相談事例が多かった自治体に対して、滋賀県から追加で調査を行ったのが資料7である。

建設的対話による解決が困難な事例の有無、有の場合のその対応方法を示している。

どの自治体も対応に苦慮されていることがうかがえる。

例えば、ある自治体では、基本的にまず当事者同士での建設的対話の機会を持つよう助言しているが、当事者同士で建設的対話が困難な場合は県が間に入り、対話の場を作ったり、事業者に対して制度の説明を行ったり、法や制度の理解を図っている。理解を得られない場合にも過重な負担がある可能性を考慮し過剰な負担がある場合にはその旨を説明するとともに、できる限りのことをしていただくように依頼した上で、参考になりそうな資料やリーフレットを送付している。との記載がある。

この記載では、有効な手立てがないということがうかがえる。

また、別の自治体では過重な負担が伴うと判断した場合は、相談者に対して理由を説明し理解に努めていく。また、事業者への合理的配慮が義務化されていることを説明し、理解に努めている。あくまで県からの働きかけ、お願いにとどまる。

この記載により、建設的対話が難しいということがうかがえる。

これまでも、滋賀県では、喫茶店における入店拒否について、本部会の親会である障害者差別のない共生社会づくり委員会等でもお伝えしているが、事業者の方が頑なに拒否するということに対して、どのように対応すべきか頭を悩ませている。

滋賀県だけと思いきや、相談事例が多い自治体でも同じような状況ということはいかがい知ったところであるが、そこを踏まえた上でどのように対応すればよいか、ご意見、ご議論いただきたい。

(部会長)

滋賀県であった困難事例について、事務局から簡単に説明願いたい。

(事務局)

昨年度、ある喫茶店に車いすを利用する障害のある方が入店しようとしたところ、スロープもあり、入口も広く、店内も十分なスペースがあるにも関わらず、入店拒否されたという事案。

当事者の方が時間を変えて再度行ったが、また同じ対応をされ、車いすの方はお断りといわれたもの。理由を聞いても一点張りで、県に相談があった。

地元自治体の職員がすぐに訪問するとともに、県から周知をしたが、特に変わることもなかった。私どもも5月になって改めて店舗を訪問し、実際に飲食をしつつ雰囲気を見て、最後に車いすの人と一緒に入店できないのかと尋ねた

ところ、狭いので無理ですとの回答であった。どう見ても広く、入ることができるスペースがあるので、なぜ無理なのかを尋ねるも、狭いからとの一点張りであった。今の話を相談者と共有したところ、その店が変わろうとしないことはわかっているが、それでいいのかというところが我々行政に対して問われているところ。

県としては、その飲食店というより、もう少し広く飲食店の業界団体や宿泊施設の業界団体等に対して改めてしっかり周知を行い、啓発をしていく必要があるのではないかというのが、今の時点で考えているところ。

(部会長)

滋賀県でもそういう事例がある。これは一例であり、実際にはもっとたくさんある。

こういった問題の紛争解決の仕組みについて、皆様のご意見また参考になるような事例等があれば、教えていただきたい。

(委員)

この議題の前のアドボケーターの実効性確保のところで質問した方がよかったのかもしれないが、滋賀県の場合どうなのかというところから、少し深く聞きたかった点があり、質問させていただきたい。アドボケーターからの相談事例と県の対応について、例えばグループホームへの要望に係る事例はよくわかった。一方、報告事項となっている小学校における合理的配慮について、アドボケーターからは市の障害福祉課長から教育委員会へ調整依頼をしたとされており、ここまでは適切な対応だと思うが、この報告の後がわからないので少し気になる。

学校に入学予定のお子さんは入学するにあたって必要な支援や合理的配慮が得られるかを事前に確認や調整を希望されての依頼があったというものと思う。この学校からは入学後は受け入れの対応をするという回答があったが、事前の相談にしっかりと対応してもらっていない感じがある。

例えばこういった場合、その後のフォローアップというか、学校からこのような連絡があったが、親御さんから入学前にどのような対応をしていただけたのか確認したいといったときに、滋賀県の条例においてこの後のフォローアップがもし必要な場合はどのような仕組み、流れになっていくのか、仮定であるが、相談者から、改めて相談があったという場合どうなるか聞きたい。相談体制を考えるための一つの事例として、教えていただきたい。

(事務局)

仮にさらに親御様からの相談があれば、今の我々の体制であれば、さらに聞きするとともに、その状況をしっかりフィードバックをして何往復かするといったやり方で対応していきたいと思う。また、相談事例についての検証がし

ばらくしっかりできていなかったもので、その一つ一つの相談事業についても、しっかり外部の有識者の方に見てもらえるように取り組んでいくことを考えている。

(委員)

後半の事例の検証の件については、ぜひ検証をし、さらに今後の改善、強化に繋げていただければということで、大いに期待をしている。

その上で前半について、もしこれで先ほどの事例からさらに相談があった場合には、当初は地域アドボケーターと地元の障害福祉課長からのアプローチであったものが、途中から県にバトンタッチするといった仕組み、どこかの段階で県に引き継ぐタイミングや仕組みがあるのかどうか、そのことについて教えていただきたい。

(事務局)

さらに、県の方につながった場合、県が直接支援できるところがあるかどうかで枝分かれするが、おそらく今回のような市での事例の場合、県から市にアプローチをしてつなげていくという手法になろうかと思う。仕組みというよりはつながってきた相談を適切なところにしっかりつなげていくというのが、アドボケーターの方から相談員、県の方から市の教育委員会等につなげていくのか、県の教育委員会と連携するのか、そのように我々が判断をしていくような流れになろうかと思う。

(部会長)

解決の流れは仕組みと言えるかどうかかわからないが、市、県の障害福祉課がそれぞれ連絡を取り合って、解決に向けて取り組むとのことであった。

(委員)

先ほど説明いただいた困難事例について、明らかな差別事案であると思うが、勧告をしない理由は何か。

(事務局)

例えば今回の喫茶店の入店拒否については明らかなケースだと思うが、今回は相談者の方があっせんを望まなかったというもの。

あるいは、どのようにあっせんしても相手方が変わることがないということが明らかな場合は、相談者にとっても負担になろうかと思うので、あっせんまでには至らないこともある。しかしながら、基本はその一つ前の建設的対話でいかに理解していただけるかが重要だと思う。

あくまでも、相談者があっせんを望むというところが入口となることから、今回は相談者が望まなかったという経緯があった。

(委員)

相談があったときに県の職員から助言を求められることがたまにある。非常に頑張ってはいるが、やはり人的体制が厳しい。

また、先ほど委員から仕組み作り、マニュアル作りについて意見があったが、正規の職員で他の部署から異動してきて相談対応に慣れていないところで、頑張っている、やはり非常に厳しいところもあるのかなと思う。その意味で、任期付で採用されている相談員が従前は結構大きな役割を果たしていた。

元々、福祉分野の専門の方々に非常に頑張っているが、何か影が薄いような気がする。

正規の職員も頑張っているが、人事異動で体制が変わると一気に崩れるということを知っている、人事異動で体制が変わっても崩れないような工夫はしていただきたいと思う。

もう一点、改正に向けての議論になるが、障害者差別解消法の改正の中で市町が一定の対応責任を負う中で、県と市町の連携のあり方について、国がマニュアルを作っているようだが、責任者の所在があいまいであったり、国に相談しても国でたらい回しをされたりという話も伺っている、そのあたりは条例改正時に意識して議論した方がいいと思う。それが条例改正のレベルなのか、マニュアル作りなのかという議論はあると思う。

(事務局)

人的体制について、我々もどうしたらいいのか悩ましく、バトンタッチする時もこのような議論があったということ踏まえて後任にバトンを託していくという思いでやってきてはいる。

私どももこのような議論があった上での課題があり、バトンを受けた者として、何とかできることを一生懸命させていただくことで、職責を果たすよう努めているところ。

ただ、相談員の採用は非常に難しい。あらかじめいろいろなご紹介をいただくルートがあれば良いと考えている。社会福祉士や精神保健福祉士の資格をお持ちの方を前提に雇用募集した上で今の体制を整えているが、ご高齢という部分もあるので、まずは我々も一緒に相談、議論しながら進めている。決して1人で抱えていただくわけではなく、複数の相談員と県職員の我々とが相談しつつ、対応が必要であればすぐに現場に行くなど一緒に対応している。今我々がやっていることしっかりバトンタッチできるような仕組みを作ることが重要だと思っている。

(部会長)

私は地元で相談事業所を開設しているが、やはり相談員は辞めていく。相談員が辞めると、利用している人が置いてきぼりになり、これからどうすればいいのかという状況。いくら募集しても、相談員が来ない。本当に人手不足が切

実な問題になってきているのが現状である。

障害のある人が相談に行ってすぐ話を聞いてもらえるのが安心感につながるので、人手不足のときには本当にたくさんの相談を抱えながら私達は活動している。県の障害福祉課も大変だとは思いますが、人手不足で終わらせないような、何か解決の道を模索していきたいと思う。

(委員)

大阪市では相談員の確保についてどのような工夫をされているのか、尾上委員、北野委員に教えていただきたい。

(委員)

大阪市の相談支援の事例検討会を私と当事者の尾上委員と弁護士の青木先生と毎月やっている。

大阪市が事例検討をするときは、大阪市の障害福祉課の職員で、障害者問題をかなり習熟された職員自身がこの差別事例のメインの担当者になっており、あと何人かの職員がサポートするというような体制になっている。

したがって、障害福祉課のプロパー職員が実際に動いている。

今回の資料の中で思ったことを申し上げると、資料7の他府県の相談事例について、ある県の具体的事例が「なし。今年度の相談件数は35件、今のところ、障害者差別や合理的配慮の不提供に該当すると断言できる事案はない」と書いてあるが、この断言できる事案であるというのを誰がどんなふうに決めているのか、実際は一番難しいところだと思う。

大阪市でも判断が難しい事例というのはたくさんある。

この事例は一番何が問題なのだろうか。ただの勝手な思い込みなのか、それとも明確に直接差別に当たるのか、それとも合理的配慮の不提供に当たるのかについて、大阪市の担当者が一生懸命ご本人と事業者との両方にヒアリングを行い、建設的な対話をされる間に判断が難しい事例がたくさん出てくる。

そのときに、毎月の事例検討の場にそのような事例を出してこられ、どのように考えたら良いのか、どう判断したら良いのか、このまま動いていいのか、どんな戦略で両者に働きかけていけば良いのかといった建設的対話に向けて、議論をしている。

滋賀県の場合は県の差別解消相談員や地域アドボケートがどう動くかということになる。

大阪市の場合は我々3人が事例を検討するときに、お手伝いをしている。

(委員)

特に大阪市の事例検討の特徴というのは、まず頻度が月1回ということが大きいと思う。

私は内閣府で全国の差別解消相談窓口の実態調査、研究事業に参画したこと

がある、多くは頻度が年2～3回であり、事後的な検証という感じになる。

それが、大阪市や名古屋市は月1回ある。月1回から2ヶ月に1回ぐらいであれば、前回の会議の後このように働きかけたがまだ協議が整わないといったような状態で、次はどのように動くか、といった働きかけに関するアドバイスのような役割になる。

事後的な検証なのか、そうではなくて相談窓口として解決に当たり建設的な対話を促していくための作戦会議的な役割になるのか、というところが頻度によってかなり違うと思う。

また、特に大阪市の事例検討に関わって思うことは、建設的対話を促すということからすると、両者から話を聞いて、それで差別かどうかを判定するということが主ではなく、建設的対話を促すことである。お互いがなぜ建設的対話が必要かということをよく聞かなければ、お互いの事情がわからない。

いわゆる過剰な負担を一方的に押し付けているのか、あるいは実際には、現実的に別の対応が可能なのか等ということは実際にやりとりをしないとわからないこともある。そのようなやり取りを何往復も繰り返す必要がある。昨年の12月に大阪市の担当者を交えて事例検討会を行ったが、少なくとも5往復6往復のやり取りをしているとのことだった。

大阪市が全て良いということではなく、解決できない事例もあるが、実際に機能するのは、月1回あるいは2ヶ月に1回ぐらいの頻度で事例検討を行う方が望ましい。建設的対話というのは1回で協議が整うものではなく、5回6回の協議を要することが現実的である。事例がない月は検討会を休みにすることとしているが、継続して取り組むケースが多く、実際にはこれまで一度も休みはなかった。

それだけ1つの事例に対して調整をかけていくというのが大阪市のやり方である。

(委員)

濃密な建設的な対話で両者の間に入りながらサポートしていくという業務は、かなり大変であるが、これをしっかりやらないと、建設的な対話がうまくいけなくなり、どうしようもなくなって最後にあっせん事例となる。

ある自治体ではあっせん事例がうまくいった事例は現在1件しかない。基本的には、できるだけ建設的な対話を進める方向にしておられる。

あっせんは、法律的に今の日本の障害者差別解消法において、強制力はない。

したがって、丁寧に建設的対話を働きかけていく必要がある。

建設的対話がうまくいかず、あっせんとなった場合、うまく展開できている事例というのは、全国的にあまり聞いたことない。地に足をつけて、しっかり両方で理解し合うことが一番大事なところである。そのときに、滋賀県には、地域アドボケーターという制度がある。この地域アドボケーターを滋賀県でうまく展開し、全国にご紹介できるものにしていくことが非常に重要と考えてい

る。岐山部会長はどのように考えるか。

(部会長)

滋賀県でも頑張りたいと思う。

大阪市の事例検討が月1回、2ヶ月に1回開催されていると聞き、頭が下がる思い。滋賀県も頑張らないといけないと思う。

他に意見はないか。

(委員)

参考資料にある他の都道府県の条例比較表を見ていると、滋賀県が取り入れていない条文もあるが、特に15ページにある福井県の条例第14条第2項に、「県は障がい者の活躍の場が増えるよう、障がい者が就労その他の生産活動により供給する物品または役務に対する需要を増進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする」とあるが、ぜひこの条文を滋賀県の条例に取り入れることについて議論をしていただきたいと思う。中小企業の中でも、障害者雇用されているところが結構はあるが、全然声を上げられない。

我々も中小企業を回っていると、初めて知ったという声を結構聞いている。条例に取り入れて、自社でもやりたいと声を上げるところが増えてくる。

中小企業の中で、より障害者雇用に積極的に取り組んでいく企業が増えるきっかけになるかと思うので、ぜひこの項目について、滋賀県の条例に取り入れるということを議論していただきたい。

また、毎回の議論の時間が足りなくなるが、他の委員の皆様もこの条文を取り入れたいというご意見もあるかと思うので、今回部会の事前アンケートのような形で意見の吸い上げをお願いしたいと思う。

(部会長)

長時間にわたる議論に感謝する。

(3) 閉会